



## 海南市地域計画案の公告について

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定により地域計画を定めるので同法第 19 条第 7 項の規定により地域計画（案）を下記のとおり公告・縦覧する。

令和 7 年 3 月 14 日

海南市長 神 出 政 巳



### 記

#### 1 縦覧期間

自 令和 7 年 3 月 14 日

至 令和 7 年 3 月 27 日

（但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

#### 2 縦覧場所及び縦覧時間

海南市役所産業振興課（海南市南赤坂 11 番地）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

#### 3 意見の申し立て

地域計画（案）に対する意見については、海南市産業振興課に縦覧期間中に提出してください。

#### 4 提出方法

郵送又は持参による提出とし、電話、FAX による提出は受け付けません。